

2026年11月1日 電気標準約款等の変更に伴う 供給条件の見直し内容について

【電気標準約款〔高圧〕および〔特別高圧〕の変更内容】

項目		見直しの内容
Ⅱ 契約の申込み	6 需給契約の申込み	一般送配電事業者による供給対策工事および技術検討結果に影響を及ぼすお客さま都合による契約申込みの不備または変更が生じた場合には、原則として、変更前の申込みは取消しがなされたものとして、あらためて電気の需給契約の申込みをしていただくことを規定いたします。
Ⅴ 契約の変更および終了	36 需給契約の廃止	お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合、円滑な事務手続きに必要な期間を確保するため、原則として廃止希望日の3カ月前までにお申し出いただくことを規定いたします。
	37 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金および工事費の精算	契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止または減少しようとする場合には、電気料金に含まれる託送料金相当（お客さまに電気を供給するにあたって適用される一般送配電事業者等の託送約款等に定める接続送電サービス料金）の20パーセントに相当する金額をお支払いいただく取扱いに見直しいたします。
	39 期中解約金	適正な費用負担をお願いする観点から、お客さまが契約期間中に需給契約を廃止される場合には、期中解約金を申し受けることを規定いたします。
Ⅵ 供給方法、工事および工事費の負担	42 工事費負担金等相当額の申受け等	特別高圧のお客さまが工事費負担金等相当額をお支払いいただく期限について、原則として、当該供給に係る申込を、一般送配電事業者等が承諾した日から3カ月以内に申し受けることを規定いたします。
附則	1 この標準約款の実施期日	実施期日を「2026年11月1日」に変更いたします。
	4 災害救助法が適用された場合等の特別措置	本特別措置の適用については、災害発生日から1年以内に災害救助法等が公示された地域を対象としています。本規定の追加から1年が経過したことから、発生時期の「2025年4月1日以降」を削除いたします。
	5 需給契約の廃止についての特別措置	既に当社とご契約いただいている場合で、契約電力を変更される等の契約内容に変更がないときは、2027年3月末までは、これまでどおり廃止希望日までにその廃止期日を定めてお申し出いただくことで、需給契約の廃止が可能であることを規定いたしました。
	6 期中解約金についての特別措置	既に当社とご契約いただいている場合で、契約電力を変更される等の契約内容に変更がないときは、2028年3月末までは、契約期間途中の需給契約の廃止であっても、解約金を申し受けないことを規定いたしました。

【電気供給実施要綱〔高圧〕および〔特別高圧〕の変更内容】

項目		見直しの内容
本則	料金	・ 基本料金率および電力量料金率を変更いたします。
附則	実施期日	・ 実施日を2026年11月1日に変更いたします。
	この実施要綱の実施にともなう切替措置	・ この実施要綱実施の際限に当該メニューの適用を受けている場合には、2026年11月1日以降の計量期間等の始期より、この実施要綱を適用することとし、それ以前に使用される電気については、変更前の実施要綱により料金を算定することを規定いたします。 ・ なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、2026年11月1日以降に使用される電気より、変更後の電気供給実施要綱を適用いたします。

以上